

平成23年6月24日

第2294号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出（288・建築住宅課）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（289・秋田地域振興局総務企画部）…………… 1
- 道路区域の変更（290・秋田地域振興局建設部）…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了（291・由利地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（292・仙北地域振興局総務企画部）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（税務課）…………… 2
- 土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 3

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 3

公安委員会規則

- 秋田県暴力団排除条例施行規則（7・組織犯罪対策課）…………… 3

告 示

秋田県告示第288号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、大曲通町地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 理事長の氏名 佐々木 繁 治
- 2 理事長の住所 大仙市角間川町字四上町7番地

秋田県告示第289号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年6月14日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社本郷建設工務所
秋田市千秋矢留町7番29号
代表取締役 伊 藤 弘 義
秋田県知事許可（特-18・19）第9360号
- 3 処分の内容
建築工事業及び造園工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年6月14日付けで建築工事業及び造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年6月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
主要地 方道	旧	秋田八郎 潟線	南秋田郡五城目町館越字兀ノ下30番から高崎字佐 戸104番まで	5.00～10.30	0.698
	新	秋田八郎 潟線	〃	9.80～30.10	0.698

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年6月24日から同年7月8日まで

秋田県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成22年12月24日付け指令由建—1816で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

由利本荘市荒町字塙台1番地1

秋田しんせい農業協同組合

代表理事組合長 阿 部 和 雄

2 開発区域に含まれる地域の名称

由利本荘市大谷字大谷7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、293番、299番、300番、301番及び302番

秋田県告示第292号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成23年6月8日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

角館建設工業株式会社

仙北市角館町小勝田小倉前25番地

代表取締役 仲野谷 藤 吾

秋田県知事許可（般-18）第160号

3 処分の内容

造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年6月8日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成23年6月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

秋田県地方税電子申告システム機器更改等業務委託 1式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
秋田県総務部税務課 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年6月13日
- 4 落札者の住所及び名称
東京都港区西新橋二丁目15番12号
日立キャピタル株式会社
- 5 落札金額
63,157,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成23年5月31日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、飯田川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年6月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

退任理事の住所及び氏名

潟上市飯田川和田妹川字千刈12番地

淡路 良一

人事委員会規則

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十四日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局（本庁）の項中「原土整備技監」を削り、「政策監 防災監」を「政策監 財務考査員 防災監 読書活動推進監」に改め、「農山村ビジネス推進監」及び「韓国交流推進監」を削る。

別表第二知事の事務部局（地方機関）地域振興局の項中「農林企画課長」を「農業振興普及課長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）福祉相談センターの項中「所長」を「所長 専門監」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）農林水産技術センターの項中「次長」を削り、同表知事の事務部局（地方機関）北海道事務所の項及び同表知事の事務部局（地方機関）総合食品研究センターの項を削り、同表知事の事務部局（地方機関）産業技術総合研究センターの項を次のように改める。

産業技術センター	所長 副所長 部長 主席研究員 総務管理班の班長
----------	--------------------------

別表第二知事の事務部局（地方機関）企業立地事務所の項の次に次のように加える。

総合食品研究センター	所長 企画管理室長 食品加工研究所長 醸造試験場長 食品開発推進監 主席研究員 総務班の班長
------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第7号

秋田県暴力団排除条例施行規則を次のように定める。

平成23年6月24日

秋田県公安委員会委員長 芳賀 京子

秋田県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特にその周辺における青少年に対する暴力団の影響を排除する必要がある施設)

第2条 条例第9条第1項第5号の公安委員会規則で定める施設は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（同法第125条第2項に規定する高等課程を有するものに限る。）とする。

(公表の方法)

第3条 条例第16条第1項の規定による公表は、県公報への登載その他適切な方法により行うものとする。

(意見の陳述)

第4条 条例第16条第2項の規定による意見の陳述（以下「意見陳述」という。）は、公安委員会が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 公安委員会は、意見書の提出期限（口頭で意見陳述することを認めた場合には、その日時）までに相当の期間をおいて、意見陳述の機会が付与されるべき者に対し、次の事項を書面により通知するものとする。

(1) 公表しようとする事実の内容及びその理由

(2) 意見書の提出先及び提出期限（口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号